

高円宮杯 JFA U-18 サッカー2018北海道 ブロックリーグ道東（1部） 開催要項

- 1 主 旨 日本サッカーの将来を担うユース（18歳以下）のサッカー技術の向上と、健全な心身の育成を図ることを目的とし、第2種加盟チームが参加できる大会として本大会を実施する。
- 2 名 称 高円宮杯 JFA U-18 サッカー2018北海道 ブロックリーグ道東（1部）
- 3 主 催 公益財団法人 北海道サッカー協会
- 4 主 管 高円宮杯 JFA U-18 サッカー2018北海道 ブロックリーグ道東実行委員会
釧路地区サッカー協会・同2種委員会、網走地区サッカー協会・同2種委員会
根室地区サッカー協会・同2種委員会、一般社団法人 十勝地区サッカー協会・同2種委員会
- 5 後 援 公益財団法人 日本サッカー協会
北海道
北海道教育委員会
公益財団法人北海道体育協会
北海道高等学校体育連盟
- 6 期 日 平成30年4月21日（土）～9月17日（月・祝） 計14節（分散開催有）
前期 第1節 4月21日（土） 後期 第8節 6月23日（土）
第2節 4月28日（土） 第9節 6月30日（土）
第3節 4月30日（月・祝） 第10節 7月21日（土）
第4節 5月12日（土） 第11節 7月28日（土）
第5節 5月19日（土） 第12節 9月 8日（土）
第6節 6月 2日（土） 第13節 9月15日（土）
第7節 6月 9日（土） 第14節 9月17日（月・祝）

1部・2部入替戦 10月 8日（月） 1部7位 v s 2部2位 （1部チームのホーム地で開催）
- 7 会 場 参加各高等学校サッカー場、ほか（会場変更の場合あり）
- 8 参加資格 ①（公財）日本サッカー協会に2種登録した加盟チームもしくは準加盟チームであること。
②①項のチームに各節までに登録された選手であること。
③（公財）日本サッカー協会により「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一クラブ内の別チームに所属する選手を移籍手続きを行うことなく本大会に参加させることができる。この場合、同一クラブ内の チームであれば、複数のチームから選手を参加させることもできる。なお、本項の適用対象外となる選手の年齢は第3種年代とし、第2種およびそれ以上の年代の選手は適用対象外とする。また、上記①で登録したチームの 第2種登録した女子については、参加することができる。
④高等学校チームにおいては、学校長および当該地区サッカー協会長の承認を受けたチームとする。その他のチーム においては、学校もしくは組織を代表する者および当該地区サッカー協会長の承認を受けたチームとする。
⑤連日の試合に耐えうる健康体であること。
- 9 参加チーム ①帯広大谷 ⑤白樺学園
②釧路北陽 ⑥帯広三条
③帯広柏葉 ⑦帯広緑陽
④帯広北2nd ⑧根室 計8チーム（十勝：6、釧路：1、根室：1）
- 10 競技規則 ①平成30年度（公財）日本サッカー協会制定「競技規則」による。
②協会登録選手の中から各節ごとに20名の選手を登録できる。
③選手交代は競技開始前に登録した9名の交代要員の中から5名までとする。
④リーグ戦で3度の警告を受けた者は、同一リーグの次の試合に出場できない。但し、この規定はこのリーグのみの停止とする。
⑤退場処分を受けた者は、同一リーグの次の試合に出場できない。その後の処置については、本大会の大会規律委員会が決定する。

- 11 競技方法 ①8チームによるリーグ戦方式（2回戦総当り）とする。
 ②試合時間は90分（ハーフタイムのインターバルは15分）とする。
 ③順位の決定は次の順序により決定する。
 ①勝ち点（勝3点、引分1点、負0点） ②得失点差 ③総得点 ④当該チームの対戦成績
 ⑤同得失点、⑥同総得点 ⑦抽選
- 12 懲 罰 ①本大会は、（公財）日本サッカー協会「懲罰規程」に則り、大会規律委員会を設ける。
 ②大会規律委員長は、リーグ実行委員長とする。委員は、大会規律委員長が決定する。
 ③本大会とプリンスリーグプレーオフは懲罰規程上の同一大会競技会とみなし、本大会終了時点での退場・退席による未消化の出場停止処分はプリンスリーグプレーオフにおいて順次消化する。
 ④プリンスリーグプレーオフに進出しないチームにおける、本大会終了時点での退場・退席による未消化の出場停止処分は直近の公式戦において順次消化する。
- 13 参加申込 ①参加申込書に登録できる人数は、引率教員もしくはチーム責任者1名、監督1名、スタッフ5名、選手40名、マネージャー2名とする（ただし、40名を超える場合はシートを加工して記入しても良い）。
 ②複数チームのエントリーをしているチームは同じ申込書を2通提出すること（選手の移動を認めるため）。
 ③本大会の大会参加料は65,000円とする。
 ④参加チームは参加申込書をパソコンで作成し、エクセルデータをメールで送信してください。
 また、大会参加料65,000円は監督会議に職印を受けた申込書原本とともに提出・納入して下さい。
 ○参加申込書の送付先 〒080-2473
 帯広市西23条南2丁目12番地 北海道帯広三条高等学校内
 大会事務局 松久 芳男 気付
 t e l 0155-37-5501
 f a x 0155-37-5503
matsuhisa@hokkaido-c.ed.jp
 ⑤申込期日 平成30年4月16日（月）
 ⑥選手の（公財）北海道サッカー協会への追加登録は各節の3日前、事務局までに完了されなければその選手は出場できない。
- 14 追加登録及び移籍 追加登録および移籍は、所属地区協会通じ、所定の追加用紙を上記申込先へメールで提出すること。
 申請期限は各節3日前17時までとする。
 追加登録および移籍選手は、次の手続きが完了した時点で出場できる。
 1、チームの指導者は（公財）日本サッカー協会ウェブの登録、移籍手続きをし、所属地区協会に登録料を支払う。
 2、各地区協会は（公財）日本サッカー協会ウェブの登録、移籍手続きをし、（公財）北海道サッカー協会に登録料を支払う。
 3、（公財）北海道サッカー協会は（公財）日本サッカー協会に登録・移籍申請手続きをする。
- 15 選手移動 ①プレミアリーグ及びプリンスリーグ参加チームは、12名のプロテクト選手がいます。その対象選手は、下位のリーグにはウインドウが開きプロテクトが解除されるまで出場できない。
 ②複数チームが参加しているチームにおいて、選手の移動は自由とする。ただし、同じ週（土、日）での移動は認めない。
- 16 ユニフォーム ①ユニフォーム（シャツ・ショーツ・ソックス）については、正の他に副として、正と色彩が異なり判別しやすいユニフォームを参加申込の際に記載し、各試合に必ず携行すること。
 ②ユニフォームの色は参加申込以後の変更は認めない。
 ③ユニフォームへの広告表示については、（公財）日本サッカー協会「ユニフォーム規程」に基づき承認された場合にのみこれを認める。ただし、（公財）全国高等学校体育連盟加盟チームは、連盟規程により、チーム役員も含めユニフォームなどの衣類に広告表示することは認めない。
 ④その他の事項については、（公財）日本サッカー協会「ユニフォーム規程」に従うものとする。
- 17 監督会議 ①日時 平成30年 4月20日（金） 午後7時30分
 ②会場 （一社）十勝地区サッカー協会 協会事務所
 帯広市西8条南18丁目3-3 大西ビル2F tel 0155-21-6626

18 その他

- ①このリーグ戦参加チームは必ず帯同審判員を1名以上帯同しなければならない。また、ユース審判も2名以上登録・帯同することをリーグ戦参加の条件とする。
- ②登録選手20名は、試合ごとに選手証（写真添付）を必ず持参し、チェックを受けなければならない。各チームの登録選手は、原則として本協会発行の選手証を持参しなければならない。ただし、写真貼付により、顔の認識ができるものであること。
※選手証とは、本協会WEB登録システム「KICKOFF」から出力した選手証・登録選手一覧を印刷したもの、またスマートフォンやPC等の画面で表示したものを示す。
- ③原則として、各試合競技開始時間の70分前に代表者ミーティングを開催し、メンバー登録用紙の回収、両チームのユニフォームの決定、諸注意事項の説明を行う。
- ④参加選手は、傷害保険に加入し、大会での傷害に対応すること。
- ⑤本リーグ1部の優勝チームは、10月8日（月）から開催される北海道プリンスリーグプレーオフに出場すること。
- ⑥本リーグ1部2部の入れ替え方法は以下の通りとする。
 - (ア) 1部8位と2部1位は自動入れ替えとし、1部7位と2部2位は入れ替え戦によって昇降格を決定する。
 - (イ) 道東ブロック1部から北海道プリンスリーグへの昇格チームが出た場合は、1部の8位を自動降格とし、2部の1位・2位を自動昇格とする。
 - (ウ) 北海道プリンスリーグから道東ブロックリーグ1部への降格チームが出た場合は、1部8位と2部1位の自動入れ替えのみとする。
 - (エ) 1部・2部に所属する、2nd・3rdチームは北海道プリンスリーグ参入戦および1部への昇格権利はない。ただし、北海道プリンス参加チームが、プレミアリーグへ昇格した場合、そのチームの2nd・3rdチームは昇格権利を有する。
- ⑦参加チームは、傷害保険に加入し、大会の傷害に対応すること。
- ⑧参加申し込み後の棄権は一切認めない。やむを得ない事情で本大会に参加不可能になった場合は、ただちに本大会事務局を通じて(公財)北海道サッカー協会に通知するとともに、文書にて理由書を提出する。その処置については大会規律委員会にて決定する。なお、棄権したチームの試合結果は全て抹消する。また、一方のチームの事由によって試合の実施ができなかった場合については、ただちに本大会事務局に通知するとともに、文書にて理由書を提出する。その処置については大会規律委員会にて(公財)日本サッカー協会「懲罰規程」に基づき決定する。
- ⑨荒天・震災・雷等、不測の事態が発生した場合は本リーグ実行委員会、主管地区協会、競技委員長、審判委員長で協議の上、対処する。中断・中止・延期することがあることを留意のこと。
- ⑩本大会要項に規定されていない事項については本大会実行委員会に於いて協議の上決定する。

19 付 則

- ①本リーグの運営を円滑にするために実行委員会を置き、業務を遂行する。なお、この実行委員会規定は別に定める。
- ②全体統括者1名、1部統括・会計責任者1名を置きリーグを運営する。
- ③懲戒罰管理責任者1名、試合結果記録および順位管理責任者1名